

【別紙】

当院において、臨床工学技士による縫合行為が行われた事案について、調査を行いましたので、結果を報告するとともに、調査結果に基づき職員の処分を行いましたのでお知らせします。

1 事案の概要

令和3年7月16日、海浜病院において、手術中に医師の指導下で臨床工学技士が皮膚の縫合行為の一部を行った事案が発生し、令和4年4月28日付けで当該臨床工学技士及び手術の執刀医を訓告としました。

同年7月6日、これまで再生できなかった、手術の様子を録画した映像が復元され、新たな事実が判明したことから、改めて事実関係の調査を行った結果、臨床工学技士が縫合針数に関して虚偽報告したことを認めました。この結果に基づき、本日付けで、令和4年4月28日付けの当該臨床工学技士及び執刀医への訓告処分を取り消し、令和4年8月26日付け改めて関係者に対する処分を行いました。

2 被処分者及び処分内容

		処分内容
(当事者)	臨床工学技士	減給 1/10 1月
	医師	減給 1/10 1月
(管理監督者)	院長	訓告
	病院事業管理者（自戒措置）	給料 1/10 1月（自主返納）

3 再発防止の取り組み

(1) 法や制度の理解に関すること

- ・ 医師法、保健師助産師看護師法のほか、臨床検査技師・放射線技師・臨床工学技士等の業を定める法律の解釈やタスクシフトについて周知・徹底するための研修の実施
- ・ 院内の報告・相談窓口について周知・徹底するための研修の実施
- ・ 個人情報保護と公益通報制度（通報窓口、通報者の保護等）に関する研修の実施

(2) 組織風土に関すること

- ・ チーム医療活動の推進、ポジティブインシデント報告活動の深化等、組織・チームにおける職員の心理的安全性の担保・構築に関する研修・諸活動の実施
- ・ 「医の倫理」及び倫理的感受性の醸成に関する研修の実施